

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		特定非営利活動法人の設立の認証
根拠法令等及び条項		特定非営利活動促進法第10条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	特定非営利活動促進法第10条第2項及び第12条第2項
	設定等年月日	平成10年 3月25日設定 令和 3年 6月 9日最終変更
	標準処理期間	2か月（縦覧期間2週間を含む）
審査 基準	根拠条項	特定非営利活動促進法第12条第1項 特定非営利活動促進法施行条例第2条
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き（県 県民文化課編集発行） 特定非営利活動法人制度事務処理要領（県 県民文化課編集発行） 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条別表 第1 6の2
	設定等年月日	平成10年 3月25日設定 令和 3年 6月 9日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 特定非営利活動促進法（第12条第1項の規定）</p> <p>所轄庁は、特定非営利活動法人の設立の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>(1) 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>(2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>(3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体</p> <p>(4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。</p> <p>2 県特定非営利活動促進法施行条例（第2条の規定）</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>ア 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地</p>	

イ 変更の内容及び理由

ウ その他知事が必要と認める事項

3 特定非営利活動促進法（第10条第2項の規定）

所轄庁は、認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、申請の書類を、申請書を受理した日から2週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

4 特定非営利活動促進法（第12条第2項の規定）

前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した2月以内に行わなければならない。